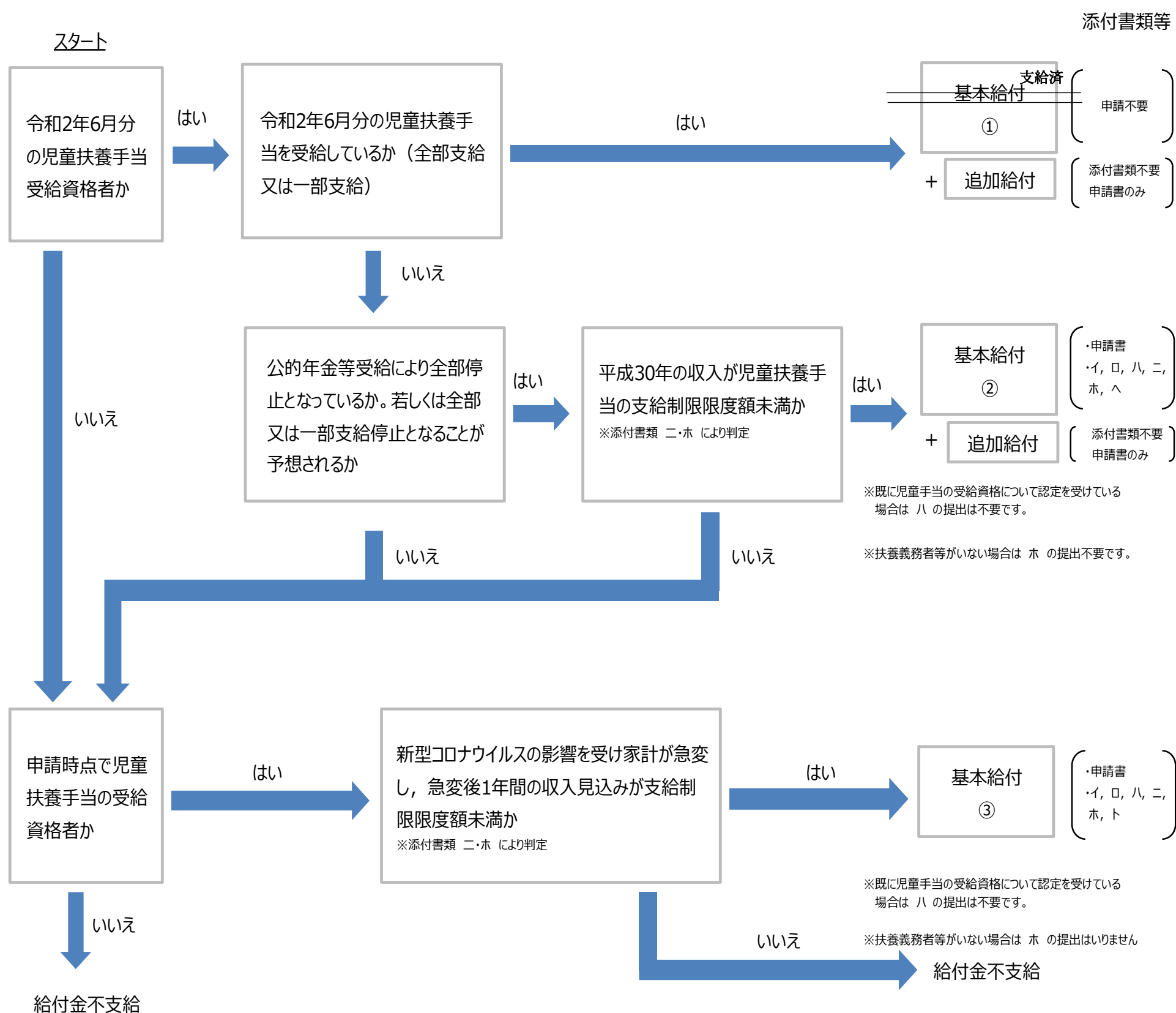


支給要件確認フローチャート

申請期間：令和2年8月3日（月）～令和3年2月28日（日）
申請方法：申請書に必要事項を記載して、添付書類とあわせて窓口又は郵送により提出



添付書類等

- ◆イ：申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- ◆ロ：受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ◆ハ：戸籍謄本又は抄本 ※既に児童扶養手当の受給資格について認定を受けている場合は添付する必要はありません。
- ◆簡易な収入（所得）見込額の申立書（ニ：申請者本人用 ホ：扶養義務者等用） ※様式あり
- ◆ヘ：H30年中の収入（所得）を証明する書類（課税証明書、遺族年金や障害年金がある場合は年金振込通知書等）
- ◆ト：令和2年2月以降の任意の月の収入（所得）を証明する書類（給与明細、年金決定通知書、事業収入のある方は帳簿等）

※申請は申請時点で居住する市町村

※生活保護の被保護者は、保護の受給中に収入が減少した場合には、その分保護費が増加することになるため、「基本給付③」及び「追加給付」については支給対象となりません。